

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 27 日現在

機関番号：14201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830037

研究課題名（和文） 監査人の独立性に関する実証的研究

研究課題名（英文） Empirical Research on Auditor Independence

研究代表者

笠井 直樹 (KASAI NAOKI)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：80584143

研究成果の概要（和文）：

本研究の成果は以下のとおりである。まず、(1) 監査人の継続監査年数が長い場合、現行制度が想定しているような財務諸表監査の質の低下は起こらず、むしろ改善されること、また、多くの先行研究が検証した監査報酬と財務諸表監査の質との関係は、(2) 継続監査年数を加味した場合、緩和されることを明らかにした。さらに、(3) 企業の株式所有構造を加味した場合においても、この両者の関係が緩和されることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study shows that increased audit-partner tenure led to higher audit quality and that the association between audit fees and audit quality is contingent upon audit partner tenure length. Additionally, this study provides empirical evidence on how the association between audit quality and audit fees is moderated by ownership structure.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学，会計学

キーワード：財務諸表監査，監査人の独立性，監査報酬，監査人の継続監査年数，監査の質，会計発生高の質，監査市場

1. 研究開始当初の背景

近年、わが国において生じた多くの会計不祥事に関連して、財務諸表監査制度の担い手である監査人の存在意義が問われている。米

国では、約 40 年以上にもわたって会計・監査実務を解明するために多くの研究が行われてきた。特に、財務会計研究における実証研究の発展と相まって、監査論研究において

も実証分析が数多く行われてきており、こうした多くの研究の蓄積から、米国における会計・監査実務の一端が解明されてきているといえる。

米国や他の諸外国と同様に、現在わが国でも監査業務と非監査業務の同時提供が禁止されており、また、監査人の定期的交代も義務付けられている。これらの規制の意図するところは、監査人と監査先企業との馴れ合いの防止である。両者の馴れ合いを招く要因は複数存在するが、監査人の独立性に対して大きな影響を及ぼすものとして監査報酬や監査人の継続監査年数が重要なため規制の対象となっているのである。

しかしながら、わが国においてこれらの規制の設定の根拠となっているのは規範的な議論のみであり、これまで行われてきた監査論研究によって提示された証拠を考慮しておらず、さらにいえば、そもそも経験的証拠を提示した研究自体が限られているという現状がある。

こうした現状を踏まえ、本研究代表者は、監査人の独立性に影響を及ぼすと想定される要因のうち主に監査先企業から監査人に対して支払われる報酬に焦点をあてて研究を進めてきた。これまでの研究では、先行研究と同様に監査先企業から受け取る監査報酬の規模が大きいほど財務諸表監査の質が低下するという関係が明らかとなり、監査人と監査先企業との結びつきが強いほど監査人の独立性が侵害され、結果として財務諸表監査の質が低下するというストーリーを支持する証拠を得た。

こうして監査報酬と財務諸表監査の質との関係が明らかになったことを踏まえ、次に別の独立性侵害要因である監査人の継続監査年数と財務諸表監査の質との関係を検証することを出発点として本研究を開始した。

また、現行の制度を概観すると、わが国において2004年4月1日から施行されている「公認会計士法の一部を改正する法律」では、監査人の独立性の強化を意図して、監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止や継続監査の制限といった規制が同時に行われている。つまり、監査報酬や継続年数等の独立性侵害要因が別個に財務諸表監査の質に影響を及ぼしているのではなく、両者が複合的に影響し合い、結果として財務諸表監査の質に影響を及ぼしているというストーリーの方がより現実的な設定であるといえる。こうした視点は先行研究でもほとんど取り上げられておらず国際的に進展している監査研究に資する証拠を提示できる可能性がある。そこで、この点に関しても検証を行うこととした。

また、近年大手監査法人による寡占化の進展が国際的に問題となっている。わが国においても諸外国と同様に大手監査法人による寡占化が進展していると予想されるが、この寡占化の弊害として、監査人の独立性が受ける影響はこれまでのところほとんど明らかにされていない。したがって、この点に関しても他の独立性に影響を及ぼすと想定される要因とともに分析を行う。

また、近年、監査研究とコーポレート・ガバナンス研究を融合した学際的な研究の進展が求められているところである(DeFond and Francis, 2005; Carcello et al., 2011)。そもそも、外部監査はいうなればコーポレート・ガバナンスの仕組みの一つとも考えられよう。そこで、外部監査以外の経営者を規律付ける仕組みについても検証課題に加えることで、監査先企業の経営者と監査人との関係をより多面的な視点から明らかにすることができるであろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、監査人の独立性に影響を及ぼす複数の要因について実証分析を行うことである。まず、監査人の独立性を侵害すると想定される各々の要因と財務諸表監査の質を代理する指標との関係を明らかにすることが第一の目的であり、具体的には、監査報酬、監査人の継続監査年数、監査法人間の競争状況の3つの要因に焦点をあてて分析を行う。そして、前項で説明した着想をもとに、独立性の侵害要因である監査報酬と監査人の継続監査年数の2つの要因が複合的に財務諸表監査の質に及ぼす影響について検討する。

また、わが国企業には経営者の行動を規律付ける仕組みとしてメインバンク・システムや株式の持ち合いといったものが存在する。こうしたシステムは他の諸外国ではほとんど見られないものであり、わが国の経営者行動については財務報告の質および財務諸表監査の質に影響を及ぼす重要な要因である。そこで、このようなわが国固有のコーポレート・ガバナンスの仕組みが外部監査である財務諸表監査に及ぼす影響に関しても明らかにする。

3. 研究の方法

まず、監査人の継続監査年数と財務諸表監査の質との関係を検証するため、有価証券報告書から手作業で監査担当パートナーの継続監査年数を収集した。わが国では、他の諸外国とは異なり監査業務を担当したパートナーの個人名が公表されているので、多くの先行研究が分析対象にしているような監査法人レベルでの継続監査年数ではなく、監査担当パートナーレベルでの継続監査年数を測定することが可能である。多くの国々で実施されているのは監査担当パートナーの定期的交代であり、監査担当パートナーレベル

でのデータを用いることでこうした制度の実質的な影響を明らかにすることが可能である。また、財務諸表監査の質を代理する指標として Dechow and Dichev (2002) によって提案された会計発生高の質と呼ばれる指標を利用した。こうして収集したデータをもとに回帰分析を行った。

次に、監査報酬と継続監査年数が複合的に財務諸表監査の質に及ぼす影響を検証するため、上記の回帰式に監査報酬と継続監査年数の交差項を組み込み、再度分析を行った。また、監査報酬を用いた指標に関しては標準的な監査業務を行った場合に生じると想定される正常な報酬部分とそれ以外の異常な部分を分け、異常な部分だけを抽出した指標を利用して追加分析を行った。

また、監査法人間の競争状況に関しては監査報酬等のデータを援用し業種別の市場占有率を求め、さらに、ハーフィンダール・ハーシュマン指数を用いて市場集中度を測定し、これと財務諸表監査の質との関係を検証した。さらに、経営者の規律付けに影響を及ぼす要因として金融機関や一般事業法人の株式所有比率を用い、これらと財務諸表監査の質(会計発生高の質)との関係を検証した。

4. 研究成果

まず、監査人の継続監査年数と財務諸表監査の質との関係について、監査人の継続監査年数が7年を超えるような長期間に及ぶ場合は、財務諸表監査の質が改善することが明らかとなった。当該分析結果は多くの先行研究とも一致するものであり、監査人は同一の監査先企業に対して継続的に監査を行うことによって、監査先の事業内容や業界動向についての理解を深め、より効率的で効果的な監査を実施しているという関係性を示すものである。したがって、現行の規制が想定しているような継続年数が長くなることによる

弊害よりも、むしろ監査人の学習効果によるベネフィットの方が影響が大きいことを示しているのである。当該成果は論文としてまとめ ICBEIT2011 において報告を行うとともに、海外査読付学術雑誌への投稿を行うため現在改訂中である。

また、監査報酬および継続監査年数と財務諸表監査の質との関係については、継続年数が7年を超える場合、監査報酬の規模が大きいほど財務諸表監査の質が改善する傾向にあることが明らかとなった。これは、監査報酬と継続年数（7年を超える場合）といった複数の要因を同時に考慮することで、現行の会計・監査実務を解明するための新たな証拠を提示できる可能性を示している。このような観点から分析を行った研究は国際的にも限られていることから、本分析は国際的に進展している監査研究に資するものである。そして、当該成果を論文としてまとめるとともに、立命館会計セミナーおよびヨーロッパ会計学会（European Accounting Association Annual Congress）において報告を行った。当該論文は、海外査読付学術雑誌への投稿を行うため現在改訂中である。

さらに、企業の株式所有構造を加味した分析では、多くの先行研究において指摘されていた監査報酬の規模の増大とともに財務諸表監査の質が低下するという関係は、金融機関の持株比率が高い企業においてはそのような関係が緩和されることが明らかとなった。当該分析結果は、これまでの先行研究がほとんど取り上げてこなかった観点からの分析であり、多くの先行研究で見落とされてきた監査報酬と財務諸表監査の質との関係に影響を及ぼす重要な要因を明らかにした点に貢献があると考えられる。当該成果は論文としてまとめ ICBEIT2012 において報告を行うとともに、海外査読付学術雑誌への投稿

を行うため現在改訂中である。

また、監査法人間の競争状況に関する研究については分析を進めるとともに逐次論文を作成中である。

引用文献

Carcello, J. V., D. R. Hermanson, and Z. S. Ye. 2011. Corporate Governance Research in Accounting and Auditing: Insights, Practice Implications, and Future Research Directions. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 30 (3): 1-31.

Dechow, P. M., and I. D. Dichev. 2002. The Quality of Accruals and Earnings: The Role of Accrual Estimation Errors. *The Accounting Review* (Supplement): 35-59.

DeFond, M. L., and J. R. Francis. 2005. Audit Research after Sarbanes-Oxley. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 24 (Supplement): 5-30.

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 笠井直樹. 2011. 「監査人の継続監査年数と財務諸表監査の質との関係」『滋賀大学経済学部ワーキング・ペーパー』第145号（査読なし）。
（<http://mokuroku.biwako.shiga-u.ac.jp/WP/No145.pdf>）.

〔学会発表〕（計4件）

- ① Naoki Kasai, “The Combined Effects of Long Audit Partner Tenure and Audit Fees on Audit Quality: Evidence from Japan,” 35th Annual Congress of the European Accounting Association at Ljubljana, Slovenia, May 11, 2012.（フルペーパー論文・査読有り）
- ② Naoki Kasai, “Accounting Accruals, Audit Fees and Ownership Structure: Empirical Evidence from Japan,” 2012 International Conference on Business, Economics and Information Technology at HCMC, Vietnam, March 19, 2012.（フルペーパー論文・査読有り）
- ③ 笠井直樹, 「財務諸表監査を対象とした実証的研究について」, 立命館会計セミ

ナー2011, 立命館大学, 2011年12月13日。(査読なし)

- ④ Naoki Kasai, “Does Auditor Tenure Impair Audit Quality? Empirical Evidence from Japan,” 2011 International Conference on Business, Economics and Information Technology at Guam, U.S.A, March 1, 2011. (フルペーパー論文・査読有り)

〔図書〕(計0件)

なし

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

笠井 直樹 (KASAI NAOKI)
滋賀大学・経済学部・准教授
研究者番号: 80584143

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし